

所得課税の見直しについて — 税率構造、諸控除 —

- ・ 「あるべき姿」を描くためには、個々の論点を見直すだけでなく、全体のボリュームをどうするか視点も必要 → 具体的な議論を進めるためにも規模のイメージが必要
(木を見て森を見ずとはしない 家計と同じ)
- ・ 現在の税収は、「あるべき」規模に達していない
 - 現行所得税収 15.8 兆円
// の国民所得に占める負担割合 4.3 %
 - 過去
ex 平成元年の所得税収 21.4 兆円
// の国民所得に占める負担割合 6.6 %
- ・ 議論の出発点 → 恒久的（定率）減税を戻したところから

○ 税率構造

- ・ 我が国所得税の税率は、限界税率、実効税率とも低い
 - 中堅層の税負担水準が特に低いものとなっている
- ・ 低い税率のブラケットの幅が広い
 - その結果、最高税率が適用される所得が諸外国と比べて高い
 - 最低税率から次の段階に上がるまでの適用所得の範囲が広いことも目立つ
- ・ 納税者の大多数（給与所得者の約8割）が最低税率（10%）に分布
- ・ 所得再分配機能は社会の安定を通じ、社会の活力を維持
cf. 刑務所の収監者数の日米格差
 - 今後、自由競争や自己責任を重視する経済社会への転換 消費税の役割

- ・ 「課税最低限を引き下げる一方、税率を引き下げる」旨の見解について
 - － 「限られた高所得者層について税率引下げを行うのか」 or 「負担増を国民全体で分かち合うのか」
 - － 中期答申「少なくとも今以上の累進緩和は適当ではなく、現行の個人所得課税の税率構造は基本的に維持すべき」
 - － 国民の意見把握が重要

○ 諸控除 — 社会経済構造の変化に合わせた見直し

(ex1) 配偶者に関する控除

- － 女性の社会進出に配慮し、個人単位課税を徹底する方向
- － 例えば、配偶者特別控除廃止、配偶者控除は扶養控除と統合

(ex2) 扶養控除

- － 基本的に簡素化する
- － 成人に扶養控除が必要か？
- － 特定扶養控除の見直し

(ex3) 老年者控除

- － 旧来の画一的な高齢者像の見直し、年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直し

(ex4) 給与所得控除

- － 勤務費用の概算控除としての性格をより重視する方向で見直し
→ 上限額の設定や控除率の縮減

(ex5) 退職所得控除

- － 長期勤続の場合を特に優遇していくことは改める